

令和6年能登半島地震被災者支援等としての寄附に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震被災者支援等に対して寄せられる寄附金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受付)

第2条 令和6年能登半島地震被災者支援等へ寄附をしようとする者は、原則として市内の受付協力金融機関の口座へ振込むものとする。

(寄附金の使途)

第3条 前条の規定により受付をした寄附金は、令和6年能登半島地震被災者等の支援として、事業を実施する際の財源として活用する。

(感謝状等の贈呈)

第4条 1回の寄附額が500,000円以上の場合、その他特に必要と認める場合は、感謝状等を贈呈することができる。

(寄附等の公表)

第5条 寄附者は、寄附者名及び寄附金額の公表を希望する場合は、別に定める事項を記載した書面(書式自由)に寄附を証明する書類の写しを添えて申し込むものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 市は、前項の規定による申請があったときは、市公式ウェブサイトに掲載することにより公表するものとする。

3 前2項の規定による寄附者名等の公表のほか、次の事項を公表するものとする。

- (1) 寄附の件数
- (2) 寄附の合計金額
- (3) 寄附金の活用状況
- (4) その他必要と認める事項

(事務)

第6条 寄附金の取扱いに関する事務は、原則として財政局財政部寄附財源担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。